

ドイツの持続可能な発展戦略と農業政策

文教科学技術課 寺倉 憲一

目 次

- I 解説
 - 1 ドイツにおける国家戦略
 - 2 EUの共通農業政策との関連
- II ドイツの展望—持続可能な発展のための我々の戦略（農業関連部分訳）

I 解説

文教科学技術課 寺倉 憲一

1 ドイツにおける国家戦略

(1) 国家戦略の概要

ドイツでは、1992年の「アジェンダ21」採択を受けて、1990年代後半から連邦レベルの「持続可能な発展のための国家戦略」策定へ向けた議論が始まった。連邦政府は、2000年に当該戦略の策定を決定し、専門家会議等における検討に加え、広く団体・個人が議論に参加するプロセスを経て、2002年4月に、今回一部を訳出した「ドイツの展望—持続可能な発展のための我々の戦略（以下「戦略」）⁽¹⁾」が策定された。

戦略は、ドイツのよりよい将来ビジョンを描くため、①世代間の公正（Generationengerechtigkeit）、②生活の質（Lebensqualität）、③社会的協同（Sozialer Zusammenhalt）、④国際的責任（Internationale Verantwortung）の4つの指導原則を掲げている。

これらの指導原則を受けて、戦略は、持続可能な発展を実現するための管理運営ルールを示している。そこでは、まず基本原則として、各世代における課題については自ら解決し、次の世代に負担を残してはならない等の考え方が掲げられ、次いで、持続可能な発展に関わる幅広いアクターが列挙された上で、8つの行動領域ごとに基本的な指針が提示される。

さらに、戦略は、以上の管理運営ルールを踏

まえて、持続可能な発展の達成状況を測定するための各種指標とそれぞれの具体的目標を設定し、達成状況をモニターして報告すべきとしており、これに基づいて、4つの指導原則の下に計21の指標と、各指標における具体的目標が示されている。

戦略では、続いて、エネルギーと気候、運輸と環境、食料供給、人口動態、教育改革、イノベーションと経済発展など、持続可能な発展に関する7つのテーマを示し、それぞれのテーマごとに、現状認識、基本的な考え方とともに、持続可能な発展に向けた各重点課題と連邦政府の講じるべき措置等を詳細に述べている。

最後に、ドイツの国際的責任や戦略の評価・見直しについても言及がある。

連邦政府は、4年に一度、戦略の進捗状況を示す報告書を刊行するほか、指標の達成状況を示す報告書を刊行することになっており、これまでに進捗状況報告書を2回（2004年、2008年）、指標達成状況報告書を3回（2004年、2008年、2010年）刊行した。これらの進捗状況等の評価とともに、指標の見直しも行われている⁽²⁾。

(2) 戦略における農業の取扱い

300ページ以上に及ぶ戦略の中で、農業に係る部分は、次のとおりである⁽³⁾。

- (a) 持続可能な発展の管理運営ルールのうち、農業に関する行動領域
- (b) 4つの指導原則のうちの一つである生活の質に対応する指標と目標のうち、食料供給の項目

(1) Bundesregierung, *Perspektiven für Deutschland : Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung*, 2002. <http://www.bmu.de/files/pdfs/allgemein/application/pdf/nachhaltigkeit_strategie.pdf> ドイツの戦略に関する日本語文献としては、次の資料がある。木戸裕「1 地域及び各国レベルの持続可能な発展戦略策定状況 II EU及び各国の策定状況 2 ドイツ」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料2009-4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2010.3, pp.65-69. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2010/200904/05.pdf>> ; 坪郷實『環境政策の政治学—ドイツと日本—』早稲田大学出版部，2009, pp.25-34.

(2) 2008年の指標の見直しについては、同年の進捗状況報告書を参照。Bundesregierung, *Fortschrittsbericht 2008 zur nationalen Nachhaltigkeitsstrategie, "Für ein nachhaltiges Deutschland"*, Presse- und Informationsamt 2008, S.36-39. <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Publikation/Bestellservice/___Anlagen/2008-11-17-fortschrittsbericht-2008,property=publicationFile.pdf>

(c) 持続可能な発展に関する重点課題のうち、食料供給に関わる箇所

(a) 管理運営ルールについては、持続可能な農業に関し、自然・環境と両立すべきことが述べられるとともに、動物に対して適正な態様による動物飼育と、消費者の予防的保護、特に健康面における予防的観点からの消費者保護に配慮すべきことが掲げられる。

(b) 指標と目標については、「生活の質」の指導原則の下に、指標の1つとして「食料供給」が掲げられ、当該指標における持続可能な発展の達成状況を測るために、次の2つの具体的目標が設定されている。

- ・農耕地及び家畜飼育舎における余剰窒素量を2010年までに1ha当たり80kgにまで削減すること。
- ・農耕地における有機農業の割合を2010年までに20%に向上させること。

ただし、今日までの指標の見直しにより、余剰窒素量に関しては、「2020年までにさらに削減」の文言が付加され⁽⁴⁾、有機農業の割合に関しては、期限を具体的に「2010年」と明記せず、「近年中」に達成することとされている⁽⁵⁾。

戦略の進捗状況に関する連邦政府の報告書は、各指標における進捗状況を「晴れ」、「曇り」、「雨」等の天候表示用マークで示しているが、

2010年の指標達成状況報告書⁽⁶⁾をみると、農業に関する指標には、両者とも「曇り」のマークが付されている。「曇り」のマークは、目標達成までに残された工程が20%以上あることを示すものであり、農業に関する指標には、なお課題があることが窺える。

(c) の持続可能な発展に向けた重点課題に関しては、農業に関するテーマとして、健全な生産と健全な食料供給が掲げられた。まず現状認識が示された後、具体的ヴィジョンとして、消費者の予防的保護、自然・環境との両立、慣行農業と有機農業の相互補完、農業収入の多角化、農村のための持続可能な発展等が挙げられる。その上で、戦略は、農業・食料分野における連邦政府の今後の措置・手段を、①食品の安全、品質及び健全な食料供給、②農業と環境、③農村の発展、④国際的動向からの示唆、という4つの重点課題と関係付けて整理している。

①の項目では、飼料・肥料の使用や種子等の段階から、生産（農業）、加工、取引、消費に至る食品生産の各過程における諸課題が取り扱われ、連邦の担当機関の設置やリスク評価等の制度の整備についても言及がある。戦略は、消費者を農業改革の原動力として捉えており、①では、BSEの際に明らかになった課題等を踏まえ、消費者重視の観点から、食品の安全確保の

(3) 訳出箇所は、以下で示した農業関係箇所 (a) ~ (c) のうち、(a) 及び (b) の全文、(c) については、「1. 現状認識」の全文、「3. 措置及び手段」のうち、②農業と環境、③農村の発展、④国際的動向からの示唆、の全文である。(c) の「2. 具体的ヴィジョン」については、各項目の見出しのみを訳出した。ここは、戦略の理念を述べている箇所であり、見出しのみをみてもおよその方向性を理解することが可能である。また、(c) 「3. 措置及び手段」のうち、①食品の安全、品質及び健全な食料供給についても、紙数の関係から見出しのみを訳出するに留めた。なお、戦略に記載されたドイツ連邦政府の政策は、策定時（2002年）からやや時間が経過しているため、今日では、既に見直しが行われたものもある。しかし、持続可能な農業の構築に向けて、当時、連邦政府が具体的にどのような立法の指針や政策を打ち出したのかをみることは意義があると考えられるため、敢えて本文はそのまま訳出し、必要最低限の注を付した。

(4) *Nachhaltige Entwicklung in Deutschland : Indikatorenbericht 2008*, Statistisches Bundesamt, 2008, S.65. <http://www.bundesregierung.de/nsc_true/Webs/Breg/nachhaltigkeit/Content/___Anlagen/2010-11-02-indikatorenbericht-2008,property=publicationFile.pdf/2010-11-02-indikatorenbericht-2008>

(5) 2008年の進捗状況報告書 (a.a.O. (2), S.38.) を参照。

(6) *Nachhaltige Entwicklung in Deutschland : Indikatorenbericht 2010*, Statistisches Bundesamt, 2010, S.67. <<http://www.destatis.de/jetspeed/portal/cms/Sites/destatis/Internet/DE/Content/Publikationen/Fachveroeffentlichungen/UmweltoekonomischeGesamtrechnungen/Indikatorenbericht2010,property=file.pdf>> 同報告書によれば、2008年の余剰窒素量は、103kg/ha、同年の有機農業の割合は5.4%となっている。

問題を整理している。

②の項目では、持続可能な農業の先駆けとしての有機農業、多機能型農業の支援、EUの共通農業政策の見直しの動きを受けた農業環境措置等の国内措置、連邦自然保護法の改正、農業における環境汚染防止、水域の保護等の一連の措置が詳述される。③の項目では、農村の振興のほか、森林の持続可能な経営、再生可能原料・エネルギーに係る措置等を取り上げている。②、③では、環境への配慮とともに、地域づくりまで視野に入れて、持続可能な農業を目指す取り組みが掲げられているといえることができる。

④の項目では、EUの政策見直しと東方拡大、世界貿易機関（WTO）設立といった国際的動向が連邦政府の政策に及ぼす影響を分析しながら、食料供給の安全は世界の平和の重要な基盤であるとして、生物多様性条約と遺伝資源の利用をめぐる動き等についても触れている。ここでは、政府の支援に頼るのではなく、消費者に向き合う農業の在り方が検討され、市場における適正な競争を通じた国際競争力の強化の問題が論じられている。

2 EUの共通農業政策との関連

ドイツでは、EUの政策と緊密な連携を保ちつつ、連邦や州の政策が展開されており、戦略に挙げられた各種の措置も、EUの動きと密接に関連している。EUでは、農業の競争力強化と、その多面的機能（環境保全や農村地域振興）の支援を目標とするヨーロッパ農業モデル⁽⁷⁾を掲げており、戦略に掲げられた重点課題①～④もまた、EUと共通する考え方に立っている。

以上のように、戦略の内容は、EUの政策を前提としている箇所が少なくない。そこで、EUの共通農業政策（Common Agricultural Policy : CAP⁽⁸⁾）についても、戦略と関係する限りにおいて簡単に触れておくこととする。

(1) 1999年改革までのCAPをめぐる経緯

CAPは、1957年のEEC設立条約（ローマ条約）の規定を受け、農業の生産性向上、農業従事者の所得安定、農産物の安定的供給等を目的として、共通市場設立に向けた加盟国間の政策調整等を図るため、1962年以降の法規整備等を通じて確立されたものである。CAPの下で、農業者の所得向上を通じた公正な生活水準確保等のため、EUの資金を用いた農産物価格支持（支持価格での買支え）等が行われるようになり、この価格・所得政策は、長らくCAPの第一の柱とされてきた。しかし、価格支持のための域内共通価格は、生産コストの高い国に合わせて、世界市場価格より高水準に設定されることが多く、これが過剰生産や財政負担の増大につながるなど、様々な問題が指摘されるようになった。このため、1990年代以降、当該価格の引下げ等の諸改革が進められている。

1992年のマクシャリー改革⁽⁹⁾では、農産物支持価格を引き下げかわりに、農業者に対して、所得減少分の補填により所得水準を維持するため、休耕（set aside）を条件とする直接支払いの仕組みが設けられた。また、関連措置の1つとして、環境に配慮した農業を進めることも定められた⁽¹⁰⁾。

さらに、将来のEU拡大による支出増大の可

(7) 市田知子『EU条件不利地域における農政展開—ドイツを中心に—』（農林水産政策研究叢書 第5号）農山漁村文化協会，2004，pp.68-69.

(8) ドイツ語では、Gemeinsame Agrarpolitik（GAP）。

(9) ガット・ウルグアイラウンドへの対応等を視野に入れて、従来の価格支持政策の見直し等が行われた。市田 前掲注(7)，p.18.

(10) EUでは、1985年から、農業における環境への配慮が農業政策に取り入れられたとされるが、1992年改革では、これが拡充された。規則2078/92（Council Regulation（EEC）No.2078/92 of 30 June 1992 on agricultural production methods compatible with the requirements of the protection of the environment and the maintenance of the countryside，OJ L 215，30.7.1992，p.85.）による。市田 同上，p.61.を参照。

能性を視野に入れて、1997年7月に欧州委員会がとりまとめた政策文書「アジェンダ2000」には、大きな柱の1つとして、EU予算の大部分を占める共通農業政策及び構造政策の改革が掲げられた⁽¹¹⁾。続いて1999年3月にベルリンで開催された欧州理事会において、「アジェンダ2000」に基づき、CAP改革の実施が合意された⁽¹²⁾。

1999年CAP改革では、それまで十分な財政措置が行われてこなかった農村振興政策が共通農業政策の第二の柱と位置付けられることになった⁽¹³⁾。農村振興政策は、農業の多面的機能を支援するものとされており⁽¹⁴⁾、主な施策として、①条件不利地域対策、②農業環境政策を含んでいる。①の下では、山岳地帯等の条件不利地域における農業の支援や景観保護等のため、農地面積に応じた補助金支給等が行われる。一方、②は、環境と両立する農業を支援するため、環境の保護と両立する農地利用や、粗放的農業、農村における文化的景観等の保全等を5年間行う農業従事者に対し、補助金を支給するものである。①、②とも早い時期からEUにおいて導入されていたものであるが⁽¹⁵⁾、1999年改革に際して、農村振興に関する他の様々な施策とともに根拠法規が1つの規則⁽¹⁶⁾にまとめられた。

ドイツの戦略でも、農業政策の第二の柱については、しばしば言及がなされている。経済面のみでなく、環境への配慮や、地域社会の振興を総合的に捉える農業への転換を目指すCAP改革の方向性は、持続可能な発展戦略と共通する考え方に立っているといえるだろう。

(2) 2003年中間見直し

一方、1999年3月のベルリン合意では、2000年から2003年までの間にCAP改革の中間見直し(Mid-Term Review)を行うことも含まれていた。このため、欧州委員会の報告書取りまとめ(2002年)等を経て、2003年6月にルクセンブルクで開催されたEU農業閣僚理事会において、財政支出抑制等を目的とするCAP改革に関する合意が成立した。

戦略には、以上の2003年CAP中間見直しに盛り込まれる内容が随所に反映している。戦略の理解に資するため、中間見直しのうち、関係する主な内容を以下でみておくこととする。

(i) デカップリング

2003年CAP中間見直しの主要な柱の1つは、農業者への直接支払いを生産要素等と切り離す「デカップリング」である。CAPでは、域内共通価格の引下げに伴う農業者の所得減少を補填

(11) 「アジェンダ2000」には、このほか、EU加盟を申請している中東欧諸国への支援措置や、2000年～2006年のEU予算の枠組み等が含まれている。

(12) 外務省「アジェンダ2000への合意(概要)」1999.11.30. <<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/ag2000.html>>

(13) 石井圭一「EUの新たな農村振興政策—理念と現実—」『平成17年度 欧州アフリカ地域 食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協力・交流協会, 2006, p.95. <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h17/pdf/h17_europe_06.pdf>; 是永東彦「I CAP改革の現段階」『平成16年度 欧州アフリカ地域 食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』国際農林業協力・交流協会, 2005, p.3. <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h16/pdf/h16_europe_02.pdf>

(14) 是永 同上, p.5.

(15) ①は1975年から、指令75/268(Council Directive (EEC) No.75/268 of 28 April 1975 on mountain and hill farming and farming in certain less-favoured areas, OJ L 216, 14.8.1975, p.17.)により、②は1985年から、規則797/85(Council Regulation (EEC) No.797/85 of 12 March 1985 on improving the efficiency of agricultural structures, OJ L 93, 30.3.1985, p.1.)により導入された。②については、注(10)も参照。

(16) Council Regulation (EC) No.1257/1999 of 17 May 1999 on support for rural development from the European Agricultural Guidance and Guarantee Fund (EAGGF) and amending and repealing certain Regulations, OJ L 160, 26.6.1999, p.80. 次の資料も参照。石井 前掲注(13), pp.95-96.

するため、前述のように、1992年改革により、農業者への直接支払いの仕組みが導入された。この直接支払いは、品目ごとに設定された支払い単価に基づき、作付面積や家畜飼育頭数に応じて支払われていたが、2003年CAP中間見直しでは、原則として、生産する品目や作付面積とかかわりなく、過去の支払い実績に基づき、支払い額が決められるようになった（「単一支払い制度」⁽¹⁷⁾。「デカップリング」が導入された背景としては、WTOドーハ・ラウンド農業交渉において、それ以前の生産調整を伴う直接支払いが貿易を歪める政策（国内補助金等）の категорияに分類され、削減対象とされるおそれが生じたことが挙げられる。「デカップリング」により生産要素と切り離された結果、CAPの直接支払いは、貿易を歪める度合いが最も低く、削減対象にならない政策のcategory（いわゆる「緑」の政策）へ移行することが可能となった⁽¹⁸⁾。

(ii) モデュレーション

次に、中間見直しでは、直接支払いの額削減のため、支払額の多い農業経営者について支払額を削減し、その分を農業振興政策へ充当するという「モデュレーション」の措置も導入された。これは、中長期的に「第一の柱（価格・所得政策）」への支出を削減し、これに代わって「第

二の柱（農業振興政策）」の比重を高めていくという「アジェンダ2000」の方向性に沿ったものである。具体的には、2005年から、1経営当たりの年間直接支払額が5,000ユーロを超える場合、その支払額の一定割合を削減して、その削減分を農業振興政策に充当することとされ、削減率は、2005年が3%、2006年が4%、2007年以降が5%となった⁽¹⁹⁾。

(iii) クロスコンプライアンス

さらに、中間見直しにより、直接支払いの給付を受けようとする農業者に対して環境保全の義務が課されることとなった。これがいわゆるクロスコンプライアンスである。クロスコンプライアンスの考え方は、既に1999年のEU規則「共通農業政策に基づく直接支払い枠組みの共通ルールに関する規則⁽²⁰⁾」第3条において示されていたものの、その採用については、加盟国の裁量に委ねられていた。これに対し、2003年CAP中間見直しでは、直接支払いの支給を受けようとするすべての農業者に対し、環境保全要件の遵守が義務付けられた⁽²¹⁾。まず、農業者は、環境保護、食品の安全、農薬の規制、家畜の伝染病予防、動物保護等に関するEU規則・指令により定められた要件を遵守しなければならない⁽²²⁾。これらの要件が遵守されない場合には、当該の農業者への直接支払いが減額

(17) 農林水産省「EUの農業政策」2009.8.6.更新 <http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k-seisaku/eu.html>

(18) 石田信隆「WTO農業交渉の経過と課題—交渉の暴走に歯止めを—」『農林金融』757号, 2009.3, pp.129-143. WTO農業交渉における国内補助金等の削減をめぐる議論については、次の資料を参照。市田 前掲注(7), p.66; 樋口修「GATT/WTO体制の概要とWTOドーハ・ラウンド農業交渉」『レファレンス』670号, 2006.11, pp.131-152. <http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200611_670/067006.pdf>

(19) 市田知子「IV 2003年CAP改革のドイツでの実施」『平成16年度 欧州アフリカ地域 食料農業情報調査分析検討事業実施報告書』前掲注(13), pp.64, 66.

(20) Council Regulation (EC) No.1259/1999 of 17 May 1999 establishing common rules for direct support schemes under the common agricultural policy, OJ L 160, 26.6.1999, p.113.

(21) 当初の法的根拠は規則1782/2003。その後の改正により現在の法的根拠は規則73/2009となった。Council Regulation (EC) No.73/2009 of 19 January 2009 establishing common rules for direct support schemes for farmers under the common agricultural policy and establishing certain support schemes for farmers, amending Regulations (EC) No.1290/2005, (EC) No.247/2006, (EC) No.378/2007 and repealing Regulation (EC) No.1782/2003, OJ L 30, 31.1.2009, p.16.

又は不払いとされる⁽²³⁾。また、加盟国は、土壌侵食防止、土壌中の有機物含有量の維持、土壌構造の保全、動植物の生息環境の保全、景観の保持、永久牧草地の維持等について、農業者が遵守すべき適正な農業・環境要件を定めなければならない。

なお、EUでは、この後も2009年にCAPの見直し作業が行われ、単一支払い制度の効率改善、クロスコンプライアンスの基準の適正化、

モデュレーションにおける削減率の段階的引上げや、気候変動・エネルギー問題等への対応等を内容とする改革が行われている⁽²⁴⁾。

以上のように、戦略における農業の記述を読むに当たっては、CAPを念頭に置く必要がある。この点は、フランスの戦略に関しても同様である。

(てらくら けんいち)

(22) 現行の規則73/2009別表Ⅱには、18の規則・指令が掲げられている。

(23) 現行の規則73/2009第23条の規定による。なお、以上の説明については、次の資料を参照。石井圭一「ヨーロッパにおける有機農業の展開と政策支援—EU農業環境支払いを中心に—」『農業と経済』75巻3号、2009.4（臨時増刊号「転換点に立つ有機農業—グローバル化と推進法—」），p.34。なお、減額又は不払いとなった直接支払いの額について、加盟国は、その25%を保有することができる（規則73/2009第25条）。残りの額は、「欧州農業補償基金（European Agricultural Guarantee Fund：EAGF）」に組み入れられることになる。

(24) この2009年の見直しは、CAP改革のヘルス・チェックと呼ばれている。改革の概要については、例えば、次の資料を参照。是永東彦「2008年CAP改革—『ヘルスチェック』の成果と意義」『海外農業情報調査分析事業欧州地域報告書（平成20年度農林水産省委託事業）』食品需給研究センター，2009，pp.1-31。<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/kokusei/kaigai_nogyo/k_syokuryo/h20/pdf/h20_europe_01.pdf>

II ドイツの展望—持続可能な発展のための我々の戦略（農業関連部分訳）

Perspektiven für Deutschland – Unsere Strategie für eine nachhaltige Entwicklung –

文教科学技術課 寺倉 憲一 訳

B. 持続可能な発展のための指導原則

V. 持続可能な発展の管理のためのルール 行動領域

8. 持続可能な農業は、自然及び環境と両立するものでなければならず、適正な態様による動物飼育や、特に健康に留意した予防的な消費者保護の要求を尊重しなければならない。

D. 指標と目標

II. 生活の質

12. 食料供給 健全な食品を環境に配慮して生産する

連邦政府は、農業政策の新方針とともに、持続可能な発展のための更なる改革プロジェクトを導入した。その際、重視されるのは品質であり、消費者の保護が焦点となる。自分たちの食べる物がどこからやってきたのか、どのように生産されたのか、何を含んでいるのかについて、ますます多くの者が関心を持つようになっていく。

このため、農業政策の新方針は、環境・自然と両立する生産方法と、動物に対して適正な態様による家畜の飼育への高度な要求を主要な目標とする。これにより、生産物の品質への信頼が高まり、農業経営者の経済的基盤が確かなものとなる。

環境政策の観点からみれば、持続可能な農業とは、とりわけ、土壌、水及び空気が保護されるとともに、土地の生産性と生物多様性が維持

され、又は向上することを意味する。肥料及び病虫害防除剤は、必要に応じて効率的に使用されなければならない。環境への負荷、とりわけ水域への硝酸塩の流入や、アンモニアの排出は、可能な限り広い範囲で避けなければならない。

有機農業（Ökologischer Landbau）は、既に今日において、持続可能な農業への要求に特に適合している。農耕地における有機農業の割合を2010年までに20%へ向上させることを目標とする⁽¹⁾。これが達成されるかどうかは、需要に基づく消費者の決定に懸っている。

しかし、持続可能な農業が有機農業に限定されてはならない。現在のところ、農耕地の97%が慣行的な方法で経営されている。農業全体における持続可能性を測る重要な指標としては、余剰窒素量が挙げられる。窒素は、農業において肥料として使用され、作物となる植物により吸収されない限り、生態系（Naturhaushalt）に広範な影響を及ぼす（地下水及び表面水の酸性化、富栄養化、硝酸塩負荷並びに生物多様性の侵害等）。

窒素収支全体における余剰窒素量、即ち、農耕地と家畜飼育舎において、空気、土壌及び水を通じて排出される余剰量を2010年までに80kg/haまで減少させることを目標とする⁽²⁾。

E. 持続可能な発展の重点項目

III. 健全な生産—健全な食料供給—構造改革の原動力としての消費者

1. 前提となる状況

a) 新たな基本的方針の必要性

安全な食品は、人間にとって根本的な必需品である。そのため、消費者は、食品に関わる領域における欠陥や不祥事に対して、とりわけ敏感に反応する。BSEの危機の後、広い範囲にわたり、農業政策と農業についての反省と議論が、住民、経済界、学界及び政界の中で行われた。これらの議論では、食料供給をめぐる、食品

(1) 戦略策定後、目標が修正されたことについては解説参照。ただし、戦略のテキスト自体は、策定時のままであり、修正が施されたわけではない。

(2) 注(1)参照。

の生産過程における安全性と品質から、その環境、自然及び動物への影響、健全な食料供給の方法又は摂取の在り方の問題に至るまで、あらゆることの背景が調査され、新たに評価されている。すべての生産の連鎖と消費が検証されているのである。

b) 最近数十年の発展

この50年～60年の間、農業及び食料供給政策の第一の目標は、住民の確実な扶養にあった。生産量の増加が中心テーマだったのである。これは、集約化と生産力の上昇（近代的技術や、改良された種子の使用、肥料と病害虫防除剤の大量使用）、それに伴う労働人員の削減、そして少数の作物への特化により達成された。少数作物への特化とコスト削減にもかかわらず、国際競争力を維持するために、農業に対しては国の支援が与えられた。

消費者が望んでいるのは、とりわけ安価で質の良い食品である。可処分所得における食品への支出の割合は、安定しており、かつ、明らかに減少している。価格は、相変わらず、食品購入の際の重要な判断基準であり続けている。

大量の食品を安価に生産することを強いられば、しばしば品質に影響することになる。集約的な農業は、土壌、森林及び河川にも負荷をかけ、種の多様性の減少をもたらした。十分な土地の基盤もなく行われる集約的な動物飼育は、まさに批判の対象となっている。それゆえに、動物飼育においては、適正な態様による動物飼育が一層重要性を増している。住民の圧倒的多数により、採卵鶏のバタリーケージ⁽³⁾での飼養が拒絶された。生きた動物の輸送の状態や輸送時間の長さもまた、再三、住民による批判

の対象となっている。

欧州連合もまた、巨額の資金をもって農業を助成したにもかかわらず、農業経営者の所得向上という目標は、留保付きでしか達成されていない。住民は、農業のための資金が全体として正しく使用されているか、そして正しく配分されているかについて、ますます批判的にチェックするようになってきている。

c) ヨーロッパと国際社会の中で

EUの補助金も受けて作られた過剰生産物とその世界市場への供給は、貿易相手との紛争につながった。発展途上国にとっては、市場へのアクセスも妨げられている。そのため、農業貿易の自由化を前倒しで一層推進しなければならない。その際、競争者、特に発展途上国は、正当な利益を主張することになる。これらの事情から、以前のような、生産物と結び付いた国の農業支援⁽⁴⁾は、もはや維持することが困難である。これらの農業支援は、多くの国で様々な形で見られる。

連邦政府は、WTOの枠組みの中で、貿易を歪め、環境に配慮した生産に反するような補助金の削減を目標として定めた。

d) 農村 (ländliche Räume) の発展

現代農業は、一層少ない労働力をもって対処できるようになっている。そのため、手工業や商業、現代のサービス業、自然保護における新たな雇用の場により、農村の経済的基盤を拡大しなければならない。また、例えば、交通や住宅用地のための土地利用をめぐる競合も農村において増大している。それゆえ、農村の持続可能な発展のための新たなガイドラインが早急に

(3) 鶏等の飼養に用いられる多段式のケージ。EUでは、面積の狭隘なバタリーケージによる飼養について、鶏に対して不適切な影響を及ぼすとして、1999年の理事会指令に基づき規制がなされており、2012年1月1日からは全面的に禁止される予定である。Council Directive (EC) No.1999/74 of 19 July 1999 laying down minimum standards for the protection of laying hens, OJ L 203, 3.8.1999, p.53.

(4) 解説で述べたように、EUでは、CAP改革により生産と農業支援が切り離され、生産物の量にかかわらず、農業者ごとに補助金が支払われることとなった（単一支払い制度）。

必要である。

e) 結論

結論として、前提となる状況をみたところでは、連邦政府が今後も現状のままであることは不可能なことが確認された。消費者保護の要請、間近に迫った欧州連合の拡大、懸案であるヨーロッパ農業政策の改革、農村の発展の優先性の問題は、新たな回答を必要としている。飼料及び食品の管理さえ改善すれば、そのほかの点については、すべてかつてのままでよいと主張する者は、時代の徴候を認識していないし、消費者、農業経営者、そして他のすべての関係者のために農業に新たな方向性を与えることにより得られるチャンスを理解していない。とりわけドイツ国内及び欧州連合における過去数年の議論の後では、納税者が農業に対して今後も多額の支出をする用意があるのは、その支出が社会の利益になる場合のみであろう。

2. 具体的なヴィジョン

(以下、「2. 具体的なヴィジョン」については、項目名のみ訳を掲げる。)

- a) 予防的な消費者保護の優先
- b) 消費者が決定する
- c) 自然と環境への配慮
- d) 慣行農業と有機農業は、互いに補い合う
- e) 国際関係における持続可能な農業
- f) 地域ブランド戦略 (ein regionales Markenprofil) を通じたチャンス
- g) 農業のためのさらなる収入源
- h) 農村のための持続可能な発展
- i) ヨーロッパとの関係

3. 措置及び手段

行動領域は、持続可能な発展のための出発点から始まる一連の過程を幅広く対象としてい

る。飼料の構成成分から始まり、環境に配慮した生産過程を経て、消費者の行動、健全な食料供給に至るまでの過程である。それに応じて、措置の及ぶ範囲は、明らかに食料供給政策・農業政策の対象範囲を超えたものになっている。そのため、戦略の転換に当たり、すべての関係者の関与により、各々の措置が互いに連携しなければならない。これが成功した場合にのみ、持続可能性が達成され得る。

以下に掲げた連邦政府の措置は、次の4つの重点項目と関連付けて示される。これらの重点項目は、内容的に互いに密接に結び付いている。

- 食品の安全、品質及び健全な食料供給
- 農業と環境
- 農村の発展
- 国際動向からの示唆

個々の措置は、より多くの領域と関連する可能性がある。そして、いうまでもなく連邦政府の戦略の転換は、地方自治体から、州、欧州連合に至るまでの他の政治レベルにおける同様の政策の趣旨や、WTO 及び FAO の枠組みにおける交渉及び義務と整合性のとれたものでなければならない。

a) 食品の安全、品質及び健全な食料供給

(以下、「a) 食品の安全、品質及び健全な食料供給」については、見出しのみ訳を掲げる。)

- aa) 耕地及び家畜飼育舎から消費者のテーブルまでの経路のモニター
- bb) 事前措置 (飼料、肥料、種子の段階の措置)
- cc) 農業
- dd) 加工の領域
- ee) 取引
- ff) 消費者
- gg) 包括的措置

・ 欧州食品機関⁽⁵⁾、連邦消費者保護庁⁽⁶⁾、連邦研究所 (Bundesinstitut)⁽⁷⁾、消費者情報法⁽⁸⁾

(5) 欧州食品安全機関 (European Food Safety Authority) として 2002 年に新設された。本部は、パルマ (イタリア)。

(6) 連邦消費者保護食品安全庁 (Bundesanstalt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit) として 2002 年に設立された。現在の名称は、„Bundesamt für Verbraucherschutz und Lebensmittelsicherheit“となっている。

- ・緑の遺伝子工学：消費者保護と選択の自由の保障
- ・動物保護のための法整備：適正な方法による動物飼育のための最低基準
- ・慣行農業における検査確認表示
- ・有機農業における認証：エコマーク

b) 農業と環境

持続可能な発展の意味するところからみて、自然及び環境の保護は、農業及び林業の事情を考慮しながらも、土地全体にわたって推進されなければならない。自然及び景観を利用するあらゆる集団の中で、農業は、最も重要なものであり、実にドイツの面積の55%を占めている(面積の30%は森林である)。それゆえ、自然及び環境保護の要件を一層厳格に遵守するような農業が、ドイツにおける持続可能な発展の優先目標である。

この領域における措置は、まず第一に、すべての事業者に対する最低基準として、職業上の適切な活動(guten fachlichen Praxis)を継続的に一層発展させるとともに、具体化することを目標とする。さらに、持続可能な農業経営のモデルとして、有機農業を明確に拡充すべきである。それとともに、農業環境措置や、契約に基づく自然保護(Vertragsnaturschutz)のような経済的手段の使用を強く推し進めなければならない。こうした経済的手段の使用は、有効な環境管理にもつながる。同様に、国の農業振興を、一層強く環境に配慮した方向へ向けることが最終的に重要となる。

aa) 有機農業：持続可能な農業の先駆け

有機農業は、今日既に、極めて多くの点で持

続可能性の基準を満たしている。有機農業は、現在、農耕地面積の約3%に及ぶ。有機農業は、モデルとしての特質を備え、持続可能な農業経営の先駆的な役割を担うことが可能である。

それゆえ、連邦政府は、特別の方法により、有機農業を奨励し、慣行農業事業者の有機農業への転換を促す。2010年までに、有機農業が農耕地面積の20%を占めるように推進するものとする⁽⁹⁾。このことは、土地及び水域への負荷を軽減し、動物との関係を改善するとともに、すべての生物にとっての自然の生存基盤を維持することにつながる。このために、以下に挙げる手段を用いる。

bb) 連邦計画「有機農業」

有機農業にとって枠組みとなる条件をさらに改善するために、2002年及び2003年について、有機農業に関する連邦計画を公表し、各年に3500万ユーロを措置する。この計画は、環境配慮型セクターの持続可能な成長に寄与するものとする。まず、教育訓練、啓発及び一般的な情報提供のための措置が計画の中心となる。さらに、新技術の研究助成及び開発とともに、得られた知見の実用化に重点が置かれる。

cc) EU有機農業規則⁽¹⁰⁾の見直し

エコマーク(Bio-Siegel)の創設⁽¹¹⁾に伴い、EU有機農業規則を見直す必要性が明確になってきた。連邦政府は、EU有機農業規則の本質的に不備な点をまとめ、欧州委員会に対し、同規則の改正を求めた⁽¹²⁾。

(7) ドイツ連邦リスクアセスメント研究所(Bundesinstitut für Risikobewertung)として2002年に設立された。

(8) Gesetz zur Verbesserung der gesundheitsbezogenen Verbraucherinformation(BGBl. I S.2558)として2007年に成立。

(9) 本戦略の指標及び目標を参照。

(10) Council Regulation (EEC) No.2092/91 of 24 June 1991 on organic production of agricultural products and indications referring thereto on agricultural products and foodstuffs, OJ L 198, 22.7.1991, p.1. ただし、この規則は、2007年に新規規則の制定に伴い廃止された。注⁽¹²⁾参照。

EU 環境規則において明白に不備な点又は必要な措置は、次のとおりである。

- 環境関連製品市場で活動している企業、とりわけ卸売業者を管理システムの中へ組み入れること。
- 経営全体の有機農業への転換を義務付けること。
- 動物の飼料については、その大部分を自らの農場、あるいは協力関係にある有機農家から調達すべきものとする。
- 環境配慮型の家畜飼育において例外的に認められている慣行型飼料のリストを、当初の予定よりも前倒して削減するために見直すべきものとする。
- 養殖漁業のための規制を EU 有機農業規則に取り入れるべきこと。

dd) 行動計画「農村の農業」

農村の農業は、「魔法の六角形⁽¹³⁾」の一部として、食品の安全と品質に対する責任を担う。連邦消費者保護、食料及び農業省は、農村を代表する利益集団及びアクターと、開かれた対話を通じて、農業事業者の支援のための措置について議論し、行動計画「農村の農業」を提案することとしている。行動計画の目標は、ドイツにおける農民の農業をその多様さにおいて強化し、その持続可能な発展を支援することである。その際の出発点となるのは、中産農業階層に基盤を置く多機能型の農業及び林業である。このような多機能型の農業及び林業は、2001年に、事業者の約95%に達した。

ee) 農業環境措置及び契約に基づく自然保護

環境に調和した農業経営のさらに重要な基礎となるのは、農業環境措置である。農業環境措置は、共通農業政策（CAP）の第二の柱⁽¹⁴⁾の一層の強化を通じて、共通農業政策及び農村政策のますます主要な手段となりつつある。それぞれの地域の必要性を満たすためには、魅力があり、包括的で、十分な資金提供を伴う柔軟な農業環境計画を提示することが基盤となる。

同様に、契約に基づく自然保護のモデルを維持する。これは、自然保護の観点からも、農業及び林業の観点からも、成功したモデルとみなされている。この方法により、農業及び林業は、自然及び環境保護の領域における実践に適した形で、報酬を得ることが可能となる。それゆえ、この手法は、多機能型農業への重要な貢献とな

(11) ドイツでは、2001年12月の「有機農法による生産物の表示の導入及び使用に関する法律（エコ表示法）」（Gesetz zur Einführung und Verwendung eines Kennzeichens für Erzeugnisse des ökologischen Landbaus (ÖkoKennzG)）により、連邦共通の有機農業認証マークとして「エコマーク（バイオ・ジューゲル）」が導入された。この法律によれば、有機農業に関する EU 基準を満たす農産物・食品については、その旨のエコ表示を行うことができる。この EU 基準を定めていたのが EU 有機農業規則（旧規則 2092/91）であった。しかし、以前からドイツ有機農業協会（AGÖL）では、EU よりも厳しい独自基準による表示を行っていたことから、有機農業者の団体の中には、EU 基準を用いた同法制定に批判的な声もあったとされる。市田知子『EU 条件不利地域における農政展開—ドイツを中心に』（農林水産政策研究叢書 第5号）農山漁村文化協会、2004、pp.109-112。

(12) 2001年11月、ドイツ連邦政府から、EU 委員会に対して、有機農業に関する EU 基準をドイツ並みに厳格化するように提案が行われた。この背景には、前注に述べたような経緯があるとされる。市田 同上、p.112。旧 EU 規則 2092/91 は、2007年6月に廃止され、新たな規則が制定されている。Council Regulation (EC) No.834/2007 of 28 June 2007 on organic production and labelling of organic products and repealing Regulation (EEC) No.2092/91, OJ L 189, 20.7.2007, p.1.

(13) 食料生産において重要な役割を果たす、消費者、農業者、飼料産業、食品産業、食品販売業者、政策の6つの要素を指す。Bundesanstalt für Landwirtschaft und Ernährung, „Das Bio-Siegel im ökologischen Landbau,“ *Grundwissen Ökolandbau*, 2003, S.14. <http://www.oekolandbau.de/fileadmin/redaktion/oeko_lehrmittel/Allgemeinbildende_Schulen/Grundwissen/Grundwissen_Oekolandbau.pdf>

(14) CAP における農業振興政策を指す。解説参照。

る。同時に、農業経営者及び林業経営者を自然及び環境保護に関与させることが可能となる。

ff) モデュレーション (Modulation)

連邦政府は、新たな農業及び食料供給政策のために「アジェンダ 2000⁽¹⁵⁾」が認めた裁量権を行使する。第一に、これまでの生産物に対する助成から、持続可能な農業経営に対する助成へ、特に農業環境措置へと、財政措置を転換することが重要である⁽¹⁶⁾。これらの農業振興政策の新たな方針は、農業の転換における核心の1つである。これらの方針は、2002年3月22日に可決され、2003年1月1日に施行されるモデュレーション法⁽¹⁷⁾により実現されることになる。直接支払いの額は、同法に従い、2003年以降、控除対象 (Freibetrag) となる 10,000 ユーロを超える場合には、2% が減額され、農業政策の第二の柱に再分配 (モデュレーション) される。

gg) クロス・コンプライアンス (Cross Compliance)

モデュレーションと並んで、アジェンダ 2000

により、環境保護基準の遵守が共通農業政策の直接支払いの要件とされたこと (いわゆるクロス・コンプライアンス⁽¹⁸⁾) は、持続可能性の原則に一層の比重を置くことを可能とした。あらかじめ定められた基準が守られないときは、直接支払いの額の全部又は一部を減額することができる。そのようにして支給されなかった資金は、環境関連措置における助成に転用することもできる。行政上のコストを考慮しつつ、ドイツにおいてクロス・コンプライアンスをどの程度まで用いることが可能なかが検証されなければならない。

hh) 連邦自然保護法⁽¹⁹⁾の改正

2002年4月4日に連邦自然保護法の改正法が施行されたことに伴い、現代における未来志向の自然保護のための基盤が整備された。未来志向の自然保護とは、自然を利用する利益と保護の必要性との間の調整を適正に行うとともに、自然保護を受け容れやすくするものである。

農業のための連邦自然保護法改正の要点は次のとおりである。

—州は、調整に係る規整に関して、より広範な

(15) 「アジェンダ 2000」については解説参照。

(16) 2003年CAP中間見直しによる「モデュレーション」の導入については解説参照。

(17) 2003年CAP改革による「モデュレーション」の措置がEU全域で義務化されたのは、2005年からであるが (EU規則1782/2003に基づく)、ドイツでは、2003年初頭から、連邦法に基づくモデュレーションを任意に実施しており、1経営当たりの年間直接支払額が10,000ユーロを超える場合には、支払額の2%を削減して、その削減分を「第二の柱 (農村振興政策)」に充当することとしていた。以上については、市田 前掲注(11), pp.64, 66. 参照。本文で言及された2003年1月1日施行のモデュレーション法とは、ドイツが任意に実施したモデュレーションに係る連邦法を指している。Gesetz zur Modulation von Direktzahlungen im Rahmen der Gemeinsamen Agrarpolitik und zur Änderung des GAK-Gesetzes vom 2. Mai 2002 (BGBl. I S.1527)。その後、2005年からのEU全域における義務的モデュレーションの実施のための法整備が行われた際 (Gesetz zur Umsetzung der Reform der Gemeinsamen Agrarpolitik, vom 21.7.2004 (BGBl. I S.1763))、旧モデュレーション法は廃止された。

(18) 2003年CAP中間見直しによる「クロスコンプライアンス」の義務付けについては解説参照。

(19) 連邦自然保護法 (Bundesnaturschutzgesetz) の正式名称は、自然保護及び景観保全に関する法律 (Gesetz über Naturschutz und Landschaftspflege) であり、当初1976年12月20日に制定された (BGBl. I S.3574, ber. 1977 I S.650)。訳出した戦略の策定時に効力を有していたのは、2002年3月25日法 (BGBl. I S.1193) である。同法については、次の解説及び翻訳がある。大久保規子ほか「ドイツ 連邦自然保護法」『季刊 環境研究』147号, 2007.11, pp.54-78. さらに、同法は、2006年の基本法改正と連邦制改革を受けて、2009年に改正されている。現行法 (2009年7月29日法, BGBl. I S.2542) の解説及び主要部分の翻訳については、次の資料を参照。渡辺富久子「ドイツの連邦自然保護法改正—2006年連邦制改革を受けて—」『外国の立法』No.245, 2010.9, pp.56-81. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/024503.pdf>>

権限を付与される。これに伴い、州は、今後、農業、林業及び漁業における自然利用の制限に対し、どの時点から調整を行うべきかについて、基準を自ら決定することができる⁽²⁰⁾。

- 契約に基づく自然保護は、協力による自然保護の重要な手法として、将来的にも維持される。
- 州は、ビオトープ⁽²¹⁾のネットワーク形成のために必要となる線状・点状の構成要素（周縁となる部分（Saumstrukturen）、とりわけ生垣及び畦畔（Feldraine）並びに渡り鳥の中継地（Trittsteinbiotope））について、地域的な分布密度の最低基準を定めなければならない。分布密度の最低基準が満たされず、新たに当該構成要素を整備しなければならない場合には、州は、適切な措置を講じなければならない。
- 同法は、自然保護の専門的な観点からみて必要な限りにおいて、農業、林業及び漁業のための職業上の適切な活動の一般原則を含む。これについての基準は、州が立法する際の大綱的原則を示している。州は、それぞれの場所及び自然空間に応じた要件に州法の規定を合わせるとともに、必要な限りにおいて、さらに原則を付け加えることができる。自然保護の観点からみて職業上の適切な活動について原則を定めることと並んで、農業環境措置を将来的に立案するための行動の枠組みもまた定められる。

自然保護の要請に応じるために、同法では、職業上の適切な活動の原則のうち、とりわけ次のものが掲げられた。

- 農業経営は、その土地に適した形で行われるとともに、土地の持続的な生産性と長期的な利用可能性が保障されなければならない。

- 現存するビオトープの侵害は、回避可能なものであるときは、控えなければならない。

- ビオトープのネットワーク化のために必要な景観的要素を維持し、可能な限り増大させなければならない。

- 動物の飼育は、植物の栽培と調和のとれた均衡を維持しながら行われなければならない。環境への有害な影響を回避しなければならない。

- 侵食のおそれのある斜面、水害のおそれがある地域、地下水位の高い土地及び湿原では、草地を開墾してはならない。

- 持続的な収穫を実現するために必要な量を超えて、農耕地の自然を侵害してはならない。

- 化学肥料及び病虫害防除剤の使用については、農業分野の法令に従い、記録が管理されなければならない。

- 林業により森林が利用される場合には、自然に近い森林を拡充し、皆伐することなく持続可能な形で経営管理するという目標が追求されなければならない。その土地固有の森林植物が十分な割合を保持しなければならない。

ii) 環境汚染防止と農業

農業施設が一定の規模を上回る場合には、連邦環境汚染防止法（Bundes- Immissionsschutzgesetz : BImSchG）の規定に従い、許可の手続を経なければならない。これに伴い、とりわけ、家畜を高度に密集した状態で飼育し、環境上の理由から問題のある農場は、許可の手続を完了しなければならない。この手続においては、現在の技術水準に照らし、連邦環境汚染防止法の規定に基づき課せられる義務を農場が遵守していることが証明され、環境に有害な影響の及ぶ可能性

(20) 2002年法第5条第2項の規定に基づき、州は、農業、林業及び漁業における自然利用の制限に対する補償について定めることとされていた。

(21) ビオトープとは、様々な野生生物の生息・生育空間を指す。生息・生育のために必要な最低限の面積を持ち、周辺空間から明確に区別できるまとまりをもった空間をいうとされる。我が国では、生物のために人工的に造られた空間をビオトープと呼ぶように受け取られることがあるが、本来は、樹林、河川、農地、市街地、海岸等のすべての場所がビオトープに区分され得る。様々な生物集団を長期にわたり守っていくためには、様々なタイプのビオトープがネットワーク化されている必要があるとされる。『とくしまビオトープ・プラン 第2版—自然との共生をめざして—』徳島県、2003.3, p.8. <<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010101800117/files/hyousi.pdf>>

が適切な方法で検査される。

空気を清浄に保つための技術的指導書を全面改訂する場合には、環境への有害な影響からの保護及び防備のため、現在の技術水準に照らし、動物飼育施設に課せられる要件は、常に見直しが行われる。その場合には、生態系におけるアンモニアの排出と窒素の蓄積が考慮される。これに伴い、既にかなり汚染されている地域では、家畜の飼育のさらなる拡大は明らかに一層困難なものとなる。

いわゆる NEC 指令（国別排出物上限規制：National Emission Ceilings Directive⁽²²⁾）に合わせて、最終的に、空気中の特定有害物質排出の最大限度量が導入される。同指令は、ごく最近、ヨーロッパ・レベルで採択されたものである。このように空気中に排出された有害物質は、土壌の酸性化、水域の富栄養化、地表近くでのオゾン形成を進行させるものであるため、その削減が目標となる。環境の改善を目指して尽力することにより、農業もまた利益を得ることになる。代わりに、農業は、アンモニアの排出を明確に削減しなければならない。アンモニア排出の全体量のうち、農業は、その 90% 以上に責任を有する。

jj) 水域の保護と農業

2015 年までに、水に関するヨーロッパ枠組み指令⁽²³⁾に従い、すべての水域（Gewasser）において良好な水質が確保されなければならない。将来的に、水域は、その流域ごとに、国及び州の境界を越えて管理される。このために、調整

を経た措置のプログラム及び管理計画が策定されなければならない。

地表の水については、優先度の高い特定物質について、排出の限度及び質の基準が定められる。さらに、とりわけ、物質による汚染の拡散を軽減するための措置においては、農業の努力が求められるであろう。

c) 農村（ländliche Räume）の発展

持続可能性のアクターは、郡（Landkreise）及び市町村（Gemeinde）並びに農場経営者及び森林所有者であるが、ローカル・アジェンダ 21⁽²⁴⁾の行動主体である地域経済の団体、手工業者から、飲食店経営者及び観光業者まで、農村において決定を担う他のすべての者もまた、アクターである。すべてのアクターが協働するときのみ、農村は、そのインフラストラクチャーをさらに発展させ、魅力的な生活環境となるだろう。このため、共通の革新的な理念と展望を発展させるとともに、現在の可能性を認識し、かつ、活用するために、すべてのアクターによるパートナーシップに基づき、ネットワークにおける共同作業を行うことが必要である。さらに、アクター同士の直接の接触は、「自らの」地域を積極的に自己と一体化して捉えるとともに、農村を文化的アイデンティティーの一部として理解する可能性を創り出す。これを契機として、農村の経済的基盤は、一体となって拡大される。こうした経済的基盤に相当するのは、例えば、観光のためのインフラストラクチャー、教育サービス、それに伴う都市と農村との間の

(22) Directive 2001/81/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2001 on national emission ceilings for certain atmospheric pollutants, OJ L 309, 27.11.2001, p.22.

(23) Directive 2000/60/EC of the European Parliament and of the Council of 23 October 2000 establishing a framework for Community action in the field of water policy, OJ L 327, 22.12.2000, p.1.

(24) ローカルアジェンダ 21 とは、1992 年の「国連環境開発会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ 21」第 28 章において、持続可能な開発の実現に向け、地方公共団体が策定を求められる行動計画をいう。ドイツのローカルアジェンダ 21 については、次の資料を参照。木戸裕「2 ローカルレベルの持続可能な発展戦略策定状況 / II ローカルレベルの策定状況 / 1 ドイツのローカル・アジェンダ 21—その発展と事例—」『持続可能な社会の構築—総合調査報告書—』（調査資料 2009-4）国立国会図書館調査及び立法考査局，2010.3, pp.99-103. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/document/2010/200904/06.pdf>>

交流の強化である。

aa) 連邦と州との共同課題「農業構造の改善及び沿岸保護」

(Gemeinschaftsaufgabe „Verbesserung der Agrarstruktur und des Küstenschutzes“ : GAK⁽²⁵⁾)

GAK は、すべての農業事業に対する農業構造に係る支援の領域で最も重要な政策の手段である。GAK の多彩な措置は、農業及び食料政策の新たな整理の方向性や速度を制御する機会を与えてくれる。同時に、GAK が EU の支援政策に結び付けられることにより、EU の資金の活用を通じて資金調達の手組みを拡大できる可能性がある。

共同課題は、慣行農業についても、有機農業についても、持続可能性の原則に適合するように方向付けられている。それゆえ、農業構造及び沿岸保護計画委員会 (Planungsausschuss für Agrarstruktur und Küstenschutz : PLANAK) は、環境、自然及び動物に対して適正な方法へ支援の重点を移行するとともに、多様化を支援することを決定した。

このように、GAK の新たな支援の理念は、持続可能な農業を援助するための、さらに重要な一歩である。農業経営者は、その農場を、特に環境及び動物に適合した生産の要請に応じるように方向付ける場合には、生産コストの上昇に対する資金面の援助を受ける。

bb) 森林の持続可能な経営

ドイツにおける林業は、2 番目に重要な土地の利用者であり、最も重要な再生可能原料たる木材を生産している。林業は、持続可能であることを法的に義務付けられている。これには、

木材を備蓄することや、森林の保全・復元機能を永続的・不変的に保証することが含まれる。生物多様性及び森林の生態系の安定性を維持するために、連邦政府は、林業により利用されている森林地域全体において、可能な限り自然に近い森林経営が行われるように努める。

地上で生活する上で、損なわれていない森林が不可欠である。まさに人口密度の高いドイツにおいて、森林は、原材料としての機能のほか、意識するしないにかかわらず人間が利用する多様な機能を担っている。この森林の機能には、とりわけ、土壌及び地下水の保護や気候のための機能、豊富な種を擁する植物相及び動物相の生活圏としての機能、人間の休養及び生活の質のための機能が含まれる。これらの機能が失われることになれば、将来の発展の選択肢に直接的な影響が及ぶことになるだろう。

しかし、森林は、人間の自然との持続可能な関係にとっての鏡でもある。今日まで、ドイツの森林は、林業経営と森林所有を行うことを通じ (保護のための努力が積み重ねられ、自然に近い植生の形で修復されてきた)、国土の 30% にわたり維持されている。数百年が経過するうちに、森林には、大きな変化だけでなく、深刻な負荷がもたらされてきた。ここでは、世界大戦や、工業社会の排出する空気中の有害物質による緩慢な損害を通じて、広範囲にわたり森林が破壊されたことを挙げることができる。ドイツでは、交通網とインフラストラクチャーが高度に発展した代償として、森林がずたずたに切り裂かれ、騒音や有害物質により一層多くの損害を被っているのである。この点は、森林が依然として、多くの植物及び動物のみならず、ストレスにさらされた我々人間にとっても、逃げ込むことの

(25) 連邦と州との共同課題「農業構造の改善及び沿岸保護 (GAK)」は、農業の生産性向上のため、土地、労働力、資本を適切に配分することにより、農業構造の変化を促進するとともに、洪水や高波の被害を防止するための沿岸整備を行うことを目的として、1974 年に開始されたものである。連邦と州が共同して費用を負担し、連邦が定めた指針の手組みの範囲内で、各州は、それぞれの政策の内容を決定する。共同課題の内容は、毎年、連邦政府と州政府の代表により構成される「農業構造及び沿岸保護計画委員会 (PLANAK)」により審査され、プログラムの追加・廃止・優先順位等が決定される。以上については、市田 前掲注(11), pp.22-27. を参照。

できる最後の空間であることからみて、憂慮されなければならない。人間は、森林において、休養をとり、緊張から解放され、そして自然を体験することを期待している。大気汚染による一次的・二次的な被害の影響は、この20年来、「新種の森林の被害」に関する議論の焦点となっている。このため、連邦政府は、依然として、首尾一貫した大気清浄維持政策がどうしても必要であると考えている。これらは、人間の自然な生活基盤を長期的に保障するための包括的な構想の一部である。この構想において、大気清浄維持政策のための措置、気候保護のための措置、エネルギー転換のための措置、そして農業政策の新たな方向付けのための措置は、相互に補完し合っている。

森林とその管理は、ますます社会の要求に服すべきものとなっている。それゆえ、ドイツの森林に関する持続可能な発展の目標とならなければならないのは、森林に対する社会の多様な要求を相互に調整するのみならず、森林所有者の要望とも調整した上で、人間に関わりのある自然に近い生活空間としての森林を維持し、増加させることである。

森林との関係についての社会全体の合意の実現に向けた重要な一歩として、1999年に、「ドイツ国家森林プログラム」の対話プロセスが開始された。ここでは、社会的な紛争を認識しつつ、森林とその状態・管理に関する知識、意識及び理解を社会において向上させ、これらの根拠に基づいて、林業政策のために、広範囲にわたる多数の人々に支えられた行動の提案を行うことが必要とされている。

cc) 再生可能原料 (nachwachsende Rohstoffe)、再生可能エネルギー (erneuerbare Energien)

再生可能原料は、連邦政府の目指す環境重視の経済の近代化における重要な基盤である。連邦政府は、その振興政策をもって、材料及びエネルギーの節約目的のため、再生可能原料の使用を推進する。再生可能原料のための新たな技術及び方法を発展させるため、連邦政府は、研究、開発及び実証プロジェクト向けに相当な額の資金を利用可能としている。再生可能原料を用い、迅速な分解が可能な生分解性潤滑剤及び油圧作動油の市場導入プログラムや、動力燃料としての菜種油 (バイオ・ディーゼル) の使用は、前途有望な試みの事例である。

2000年4月の再生可能エネルギーを優先するための法律 (Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien : EEG⁽²⁶⁾) の制定に伴い、再生可能エネルギーを用いて発電された電力の優先的使用に関する規定が整備された。バイオマスを用いて発電された電力に対する補償額 (買取り価格) については、明確に高い額が設定され、固定額制が導入された。こうして、再生可能エネルギーを用いた発電設備への投資や、投資家の確実な計画立案のための前提条件が整備された。

再生可能エネルギー市場促進プログラムにより、市場で選択された化石燃料に比して、再生可能エネルギーに投資したことから生じた不利益を縮減するため、毎年、数億ユーロの額の助成資金が使用可能となっている。

連邦政府は、EEGに基づくバイオマスに関する2001年6月の法規命令 (バイオマス令⁽²⁷⁾) に

(26) Gesetz für den Vorrang Erneuerbarer Energien (Erneuerbare-Energien-Gesetz-EEG) sowie zur Änderung des Energiewirtschaftsgesetz und des Mineralölsteuergesetzes (BGBl. I 2000 S.305) . 同法については、次の資料を参照。渡邊斉志「ドイツの再生可能エネルギー法」『外国の立法』No.225, 2005.8, pp.61-68. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022506.pdf>> 同法は、その後数次にわたる改正を経ている。現行法は次のとおり。Erneuerbare-Energien-Gesetz vom 25. Oktober 2008 (BGBl. I S.2074) . 2008年改正 (2009年施行) の現行法については、次の解説と邦訳がある。山口和人「ドイツのエネルギー及び気候変動対策立法(2)―2009年再生可能エネルギー法」『外国の立法』No.241, 2009.9, pp.101-132. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/241/024105.pdf>> また、2010年改正については、次の資料を参照。渡辺富久子「立法情報【ドイツ】再生可能エネルギー法の改正」『外国の立法 月刊版』No.245-2, 2010.11, pp.12-13. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/pdf/02450206.pdf>>

より、バイオマスを用いた発電量増強の前提要件をも整備した。バイオマス令は、さらなる気候及び環境の保護のために極めて重要な一步である。バイオマス令は、農業経営者、森林所有者、農村における被雇用者及び企業家に対し、新たな生産、販売及びそれに伴う収入の可能性を拓くとともに、投資プロジェクトに係る計画の確実性をもたらす。

dd) パイロットプロジェクト「地域をいきいきと (Regionen Aktiv)」－新たな着手に向けた農業政策

農業政策が新たに方向付けられる中、農村地域には、問題解決の鍵となる役割が与えられている。2001年9月に開始されたパイロットプロジェクト「地域をいきいきと－農村が未来を形作る⁽²⁸⁾」では、農業に対する住民の要求が以前と比較してどの程度重視され得るのか、また、農村の発展のための新たな途としてどのようなものがあり得るのかが、18の地域において示されることになるだろう。地域のために、その未来の具体的なビジョンとして、後にモデルとなり得るようなものを描くための最初のきっかけが与えられるはずである。

農業経営者は、新たな展望の説明と、他の収入の途に関する支援を通じてのみ、多機能型農業への政策転換のパートナーとすることができる。農業経営者は、生計を立てるための仕事と、農村の健全な社会空間を必要とし、望んでいる。このプロジェクトは、働く場所を保障し、創出

することに寄与することになる。

「パイロットプロジェクト：地域をいきいきと－農村が未来を形作る」の概要（略）

ee) ユネスコの生物圏保存地域 (Biosphärenreservate)⁽²⁹⁾

ユネスコにより認定された14のドイツの生物圏保存地域もまた、農村の持続可能な発展に寄与する。生物圏保存地域の目的は、環境・経済・社会文化の各分野にわたる発展の意味において、人間と自然の調和的共存のモデルを構想し、検証し、継続的に更新することである。

生物圏保存地域は、空間的に3つの区域⁽³⁰⁾から構成される。即ち、中核地域 (Kernzone) では、できる限り人間による影響を受けないまま自然が展開することとされている。保全区域 (Pflegezone) は、人間の利用により成立し、その影響を受けてきた生態系の維持及び保全に貢献するものである。とりわけ、ここでの目的は、様々な生活空間の幅広い連なりを含む文化的景観の維持にある。発展区域 (Entwicklungszone) は、住民の生活、経済及び休息の空間である。

d) 国際的動向からの示唆

aa) EUにおける方向転換

1999年3月に国家元首又は行政の長により決定された「アジェンダ2000」に従い、2002-2003年度には共通農業政策の中間レビュー⁽³¹⁾が行われることになっている。穀物、油糧種子、

(27) Verordnung über die Erzeugung von Strom aus Biomasse (Biomasseverordnung - BiomasseV) vom 21. Juni 2001 (BGBl. I S.1234) .

(28) プロジェクトのウェブサイトは、次のとおり。<<http://www.regionenaktiv.de/index.html>> 同プロジェクトについては、次の邦語資料がある。武山絵美・吉田愛梨「ドイツの新しい地域振興事業“地域を生き活きと”」『農業土木学会誌』71巻10号, 2003.10, pp.899-902.

(29) ユネスコの「人間と生物圏計画 (Programme on Man and the Biosphere : MAB 計画)」に基づき登録された地域をいう。UNESCO, *Biosphere Reserves - Learning Sites for Sustainable Development*. <<http://www.unesco.org/new/en/natural-sciences/environment/ecological-sciences/biosphere-reserves/>>

(30) 英語では、「核心地域 (core area)」「緩衝地帯 (buffer zone)」「移行住地域 (transition area)」とされている。社団法人日本ユネスコ協会連盟ウェブサイト「世界遺産について 用語集」掲載の「生物圏保存地域」の解説による。<<http://www.unesco.jp/contents/isan/glossary.html>>

牛乳及び牛肉の農産物市場管理と、EU15 各国の農業支出が検証の対象となる。

来たるべき中間レビューをきっかけとして、基本的枠組みの変化に応じた EU 農業政策の方向性の根本的見直しが始まることになる。この見直しは、ヨーロッパ農業政策の包括的な改革につながるとともに、可能な限り多くの農産物市場管理を含むものである。

共通農業政策は、将来的に、消費者の利益を指向し、それとともに一層市場を指向するものになるべきである。農業生産物は、従来よりも一層、経済、社会及び環境に関わる持続可能な発展の原則に整合的なものでなければならない。

消費者保護、動物保護、環境保護、そして社会的責任の領域において、農業に向けられる社会の要求を首尾一貫して尊重することが重要になってくる。そのことにより、統合された農村発展政策の枠組みにおいて、農業に従事し、農村で働く人々に対し、収入の機会と長期的な展望が開かれることになるはずである。

ヨーロッパの農業には、競争力の向上が必要である。目指すべき改革の要点は、市場指向の強化、品質競争、生産物の買支えの取止め、生産物と報奨金支払いとの段階的切離し、農村の発展支援の強化である。

部分的に市場を歪める措置も徐々に廃止していくことにより、生産者は、市場のシグナルを一層よく感じることができるようにならなければならない。それにより、国の買取り価格に合わせて生産者が決定するようなことはもはやなくなり、むしろ生産物の適正な競争が行われることになる。適正な競争にあっては、製品の品質と生産方法に基づき決定がなされる。より一層市場指向が強まることは、とりわけ消費者の利益に資することになる。食品の安全と品質がヨーロッパの食品生産の主要なトレードマークにならなければならない。

農村の発展と環境保護のための措置は、「アジェンダ 2000」において、農業政策の第二の柱に集約された。これらの第二の柱は、目下のところ、EU の農業支出の 10% に過ぎない。第二の柱については、予算配分を明確に増加させることにより、統合的な農村発展の手段へと拡充すべきである。農村における持続可能な経済と生活領域の形成支援が目的とならなければならない。この領域は、狭い意味での農業関連活動を越えて、非農業的活動をも包含するものである。その場合には、環境保護、自然保護、動物保護において、社会的に望ましいと考えられている農業の働きが支援されなければならない。

第二の柱に対する財政措置は、第一の柱（市場領域における直接支払い）から資金を移し替えることにより明確に改善されなければならない。そのために、市場領域におけるすべての直接支払い（第一の柱）については、時間の経過とともに削減し（自動的削減措置）、それによって余裕のできた資金の一部を第二の柱へと移し替えること（義務的モデュレーション）を、すべての加盟国に対し、EU レベルで統一的に定めるべきである。

bb) EU の東方拡大の支援

中東欧諸国の EU 統合は、平和及び安定を保障するために最も重要なヨーロッパのプロジェクトである。新規加盟国の EU 域内市場への包括的参加が可能になれば、それにより同時に、ドイツの農業・食品産業の高品質の製品にとって、売行き拡大の大きなチャンスがもたらされる。

「アジェンダ 2000」は、農業領域における拡大のための重要な指針となる。拡大した欧州連合において、今日の政策を継続するのは現実的でなく、財政的にも不可能であるとするれば、ドイツの利益は、拡大 EU の中で財政的に継続可

(31) CAP の 2003 年中間見直しについては解説参照。

能で、実質的に経済的支援を行う立場にあるドイツにとって積極的な影響を持つような農業政策を発展させることにある。

さらに、EU 域内すべてにおいて、食品安全の最低基準とその透明性・管理を向上させる必要がある。食品の安全は、持続可能な農業と同様に、国ごとに切り離して考えられないものである。それゆえに、新規加盟国の基準は、できる限り速やかに、「旧」加盟国の水準にまで引き上げなければならない。これらの過程は、例えば、既に2国間交渉又はツイニングプロジェクト⁽³²⁾の枠組みで行われているように、助言・協議の作業を通じて支援することが可能である。

cc) WTO

WTO での来たるべき農業交渉において、EU にとっては、貿易的関心事項、即ち、市場アクセス、輸出競争、国内支持と並んで、予防的な健康及び消費者保護、食品の安全、動物保護、社会的事項及び環境保護のような非貿易的関心事項⁽³³⁾が適切に考慮されることが目標となる。

農業生産物を伴う貿易の一層の自由化と拡大は、先進国及び発展途上国双方の持続可能な発展に対する重要な寄与となる。このことをEU は確信している。まさに発展途上国にとって、世界規模の貿易と国際的な分業は、現時点における比較優位な要素を自国の発展のために利用することを可能にする。さらに、最貧国の貿易上の負担軽減のため、EU は既に、「兵器供与

以外のあらゆる手段」によるイニシアティブをもって、適切な対応を行っている。WTO 交渉の相手側の要求に直面する中で、また、WTO における中東欧諸国の関税、輸出補助金及び価格支持行動の軽減との関連でも、EU の農業政策は、一層の改革が必要となるであろう。

連邦政府により導入された表示の仕組み、即ち、エコマークと従来の品質表示は、そのために、発展途上国による生産物のドイツ市場への参入が一層困難になるとすれば、発展途上国や関連する非政府組織 (NGO) の側からの批判にさらされかねない。しかし、これらの表示システムへの参加は、任意のものであり、ドイツ市場へのアクセスの前提条件ではない。さらに、双方の表示は、外国の製品に対して開放されており、各表示の品質基準及び管理に従うことによって、それぞれの表示システムへの参加要件を満たすかどうかは、世界中の各生産者の判断に任されている。もっとも、発展途上国の生産者にとって、表示システムに参加するために、不可欠のインフラストラクチャー、例えば、要件を満たす管理施設も、必要な資金も使用することができない場合には、その限りで問題が生ずることは確かである。それゆえ、連邦政府は、品質管理・表示システムへの参加が貿易障壁として作用しないように、適切なプログラムにより、発展途上国の生産者を支援する。

dd) 食料供給の安全と食品の安全は不可分である：これらの安全は、世界中のすべての人間

(32) EU の東方拡大に際し、加盟予定国の国内法を EU 法に適合させるために実施された支援プロジェクト。既加盟国において実務経験を有する専門家が加盟予定国の関係省庁に出向し、現地のスタッフと共同で加盟準備を進める。『拡大 EU が環境政策に与える影響に関する調査—欧州におけるリサイクル政策 (平成 16 年度 経済産業省委託 環境問題対策調査等委託費 循環型社会システム動向調査)』独立行政法人日本貿易振興機構, 2005, pp.49-50, 75-76 ; 田中信世「EU 新規加盟国の農業と農業政策—ルーマニア、ブルガリアの現状と課題—」『季刊 国際貿易と投資』67 号, 2007.Spring, pp.58-60.

(33) Non-Trade Concerns (NTC) . 農業分野での貿易問題に関する議論において、食料安全保障や環境保護のように、貿易上の取引対象にはならないものの考慮する必要がある事項を指す。外務省「世界貿易機関 (WTO) / WTO 基礎データ / 用語解説 15.」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/yogo.html>> WTO 農業協定 (「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」の附属書一 A(B)) 第 20 条では、2000 年からの新たな農業交渉において非貿易的関心事項を考慮すべきことと規定されていた。

に対し適用されなければならない

「ヨーロッパの家」が大きくなるにつれて、ヨーロッパ諸国は、グローバルな文脈においても影響力を増し、より大きな国際的責任を負うことになるであろう。地球上で8億人を超える人間が飢餓の状態にあることは、ヨーロッパ諸国にとっても、食品の安全だけでなく、食料供給の安全が重大な課題であることを警告している。食料供給の安全は、世界平和の重要な基盤でもある。

連邦政府は、国連の経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約⁽³⁴⁾において定められた食料への権利の実現を積極的に支援するとともに、1996年からは、世界食料サミットにおいて、これらの権利を明確化し、裁判規範性を付与するための取組みを支持している。このほかに、連邦政府は、食料への権利のための自発的な行動規範の策定に向けて、その根拠の明確化のための措置を援助する。さらに、連邦政府は、飢餓の状態にある者の数を2015年までに半減させるという世界食料サミットの目標を支援する。連邦政府は、持続可能な農業の発展のために必要な基本的枠組みを整備するための国内の政策及び戦略を支持する。この基本的枠組みを通じて、貧困地区の住民が発展の過程に参加することが可能となる。

連邦政府は、魚類の生息数の一層の減少と世界の食料供給における魚類の重要性にかんがみ、漁業政策においても、環境との両立、持続

可能性、そして海洋の生態系の保護を重視しつつ、尽力する。連邦政府は、特に魚類の生息数維持のための措置の国際的合意に向けて取り組んでいる。連邦政府は、積極的に鯨保護政策を推進するとともに、同様に首尾一貫して鯨保護政策に力を入れている国々を国際捕鯨委員会の新たな加盟国として獲得するように努める。食料供給及び農業にとって有益な遺伝資源については、世界規模で保存され、持続可能な形で利用されるべきである。これらの資源へのアクセスが容易となり、その利用から生じた利益がバランスよく公正に配分されるようにしなければならない。連邦政府は、播種及び各地域での研究のために獲得した種子を利用し得るように、各国が現行法の枠内で国内法の整備を行う権利を認める。さらに、連邦政府は、国連の生物多様性条約(CBD⁽³⁵⁾)の枠組みにおいて求められているように、遺伝資源に対するすべての国の主権と、伝統的知識を維持し、保護する必要性を重視する。それゆえに、連邦政府は、次のCBD締約国会議において、CBDの規定を実施するための一般的指針として、「遺伝資源へのアクセスとその正当な利益の補償に関するボン・ガイドライン⁽³⁶⁾」を採択することに尽力する。連邦政府は、とりわけ、2001年11月に国連食糧農業機関(FAO)の第31回総会において採択された「食料及び農業に用いられる植物遺伝資源に関する国際条約⁽³⁷⁾」の国内法化を支持する。

(34) いわゆる国際人権規約のA規約のこと。その第11条では、自己及びその家族のための相当な食糧、衣類及び住居内容とする相当な生活水準についてのすべての者の権利(第1項)、すべての者が飢餓から免れる基本的な権利(第2項)を締約国が認めることが規定されている。ドイツは、1973年に同規約に加入した。

(35) 「生物の多様性に関する条約」(Convention on Biological Diversity)ドイツは、1993年の発効時からの加盟国。

(36) Bonn Guidelines on Access to Genetic Resources and Fair and Equitable Sharing of the Benefits Arising out of their Utilization. <<http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf>> 次の仮訳がある。バイオインダストリー協会(JBA)生物資源総合研究所訳「遺伝資源へのアクセスとその利用から生じる利益の公正・衡平な配分に関するボン・ガイドライン」2002.12. <http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/6_resolution/guideline.pdf> ボン・ガイドラインは、2002年4月にオランダのハーグで開催された生物多様性条約の第6回締約国会議(COP6)において採択されたもので、同条約の目的の1つである「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分(Access and Benefit-Sharing: ABS)」の実施に関する自主的ルールを定めている。ただし、法的拘束力はない。

(37) International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture (ITPGR). 2004年6月29日発効。ドイツは、2004年3月31日に批准。

食料供給の安全と食品の安全は、国際的文脈においてもメダルの両面である。双方を実現する最善の途は、持続可能な農業である。可能な限りすべての農民とその生産物のために、そしてすべての消費者のために、持続可能な農業へのアクセスの確保が肝要である。

このため、連邦政府は、国際的レベルにおいて、とりわけFAO及びWTOの枠組みの中で、グローバルな持続可能性の観点から、EUのための交渉の役割を他国と協働しつつ積極的に果たしていく。

(てらくら けんいち)